

杉並区及び名寄市の防災相互援助協定書

この協定は、平成18年6月6日に締結された交流協定の理念に基づき、災害が発生した際における、応急相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

(協定の趣旨)

第1条 杉並区及び名寄市（以下「両都市」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両都市が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両都市のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災都市は、他方に対して援助を要請するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ① 食料品
- ② 生活必需品
- ③ 応急対策用資器材
- ④ 医療品

(2) 人的援助

- ① 職員の派遣
- ② ボランティアの斡旋

(3) その他要請のあった事項

(費用負担)

第4条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した都市の負担とする。

なお、援助を要請した都市が、費用を負担する時間的余裕がない場合は、援助の要請を受けた都市が一時立替えるものとする。

(援助物資等の情報交換)



第5条 両都市は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から両都市の交流協定が存続している間とする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項については、両都市で協議のうえ決定する



ものとする。

- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、両都市の防災担当者が協議して別に定めるものとする。

平成 18 年 7 月 1 日

杉並区長 山 田 宏



名寄市長 島 多慶志

